相続税申告書の綴じ方と提出のチェック表

上から順に重ね、重ねたら□に印を付けます。添付書類はのりづけせず、クリップで留めます。

期限：知った日＿＿＿＿＿＿＿＿の翌日から10か月 → ＿＿＿＿＿＿＿＿（土日・祝日・年末年始なら次の日）
提出先：亡くなった人の、亡くなったときの住所地の税務署＿＿＿＿＿＿＿＿

上から順に重ねる

	順	書類	入れるとき
□	1	**申告書 第1表・第2表** 第1表（相続税の申告書）と第2表（相続税の総額の計算書）	いつも
□	2	**使った計算書（第4表〜第8表）** 2割加算・贈与税額控除・配偶者の税額軽減・未成年者控除など、使った表だけを番号の順に	いつも
□	3	**明細書（第9表〜第15表）** 第11表とその付表、第15表は誰でも。保険金・退職金・借金と葬式費用・贈与の表は当てはまる人だけ	いつも
□	4	**マイナンバーの本人確認書類の写し** 番号の確認（マイナンバーカードの裏など）と身元の確認（カードの表・運転免許証など）。窓口で見せるなら写しは要らない	紙で出すとき（持参・郵送）
□	5	**戸籍の謄本か、法定相続情報一覧図の写し** 相続人全員が分かるもの。戸籍は亡くなってから10日を過ぎて作られたもの。一覧図は実子・養子の別が分かる図の形のもの。コピーでもよい	いつも
□	6	**遺言書か遺産分割協議書の写し** 配偶者の税額軽減・小規模宅地等の特例を使うなら必ず付ける。使わないときも、国税庁が「提出をお願いしている書類」	いつも
□	7	**特例の書類（配偶者の税額軽減・小規模宅地等の特例）** 遺言書か協議書の写しに加えて、相続人全員の印鑑証明書（協議書に押したもの）。分け方が決まらないなら「申告期限後3年以内の分割見込書」。自宅の土地は住んでいることを示す書類など	配偶者の税額軽減・小規模宅地等の特例

並べ方は、国税庁の様式一覧（表の番号）と必要書類の一覧の順に合わせた、確かめやすい例です。確かめた範囲の国税庁の案内に、綴じる順番の決まりは見当たりませんでした。

留め方と控え

- **のりづけしない**：添付書類は機械で読み取るため、のりづけしない
- **クリップで留める**：添付書類が何枚にもなるときは、クリップなどで留める
- **控えは自分で残す**：税務署には提出用を出す。控えは必要に応じて自分で作り、出した日を書いて残しておく

- **控えに受付の印は押されない**：令和7年1月から、税務署は申告書の控えに収受日付印を押さない。窓口では当分の間、日付と税務署名を書いたリーフレットを希望すればもらえる
- **郵送でリーフレットがほしいとき**：切手を貼った返信用封筒を入れて送ると、リーフレットを入れて返してくれる
- **e-Tax は受信通知**：送ったあと、メッセージボックスの受信通知で受付の日時を確かめられる

出し方

出し方	中身
税務署に持参	亡くなった人の、亡くなったときの住所地の税務署へ（相続人の住所地ではない）。窓口でマイナンバーカードなどを見せれば、本人確認書類の写しは要らない。総合窓口の受付は令和8年10月1日から原則9時〜15時
郵便で送る	申告書は「信書」なので、郵便物か信書便物で送る。荷物扱い（ゆうパック・宅配便など）では送れない。郵便・信書便なら、通信日付印の日に出したものとみなされる
e-Tax で送る	添付書類は PDF（イメージデータ）で送れる。ただし e-Tax で入力して送れる表（第1表など）は PDF では送れない。本人確認書類の提示・写しは要らない

e-Tax の添付書類

- PDF で送れるのは、戸籍の謄本か法定相続情報一覧図、遺言書か協議書の写し、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例の書類など
- 担保を出す納税猶予の書類（印鑑証明書・抵当権設定登記承諾書など）は、書面で出す
- e-Tax で送った申告書の添付書類は、DVD-R・CD-R などの光ディスクで出すこともできる（1ファイル50MBまで、1枚1,000ファイルまで、200dpi 相当以上・256階調以上）。返却されない

通帳の写し・残高証明書などは原則出さなくてよい

不動産（固定資産税評価証明書・登記事項証明書の写しなど）、有価証券（通帳や預り証、配当金の通知の写しなど）、現金・預貯金（残高証明書の写し、預貯金通帳の写しなど）、生命保険金（保険証券・支払保険料計算書の写しなど）、退職手当金・家庭用財産・その他の財産、借金・葬式費用（請求書・納税通知書の写しなど）、亡くなる前の贈与（贈与証書・通帳の写しなど）、財産の評価に関する資料（評価の明細書そのものは、出すようお願いされている書類）

出典：国税庁「相続税の申告書等の様式一覧（令和8年分用）」／国税庁「（参考）相続税の申告の際に提出していただく主な書類」（相続税の申告のしかた、R8.7）／国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「B1-2 相続税の申告手続」／国税庁「申告書の税務署への送付について」／国税庁「発信主義の適用範囲を定める告示の制定」（国税通則法22条）／国税庁「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」（令和6年12月16日更新）／e-Tax「イメージデータにより提出可能な添付書類（相続税申告）」（令和8年4月1日現在の法令）／e-Tax「光ディスク等による添付書類の提出（相続税）」（2026/11/19 確認）